

平成24年度税制改正要望（案）

要望項目

下記の軽油引取税の課税免除の特例（平成23年度までの時限）について、3年間の延長を要望するもの。

- (1) 警察用船舶の動力源
- (2) 警察通信施設の非常電源
- (3) 自動車教習用車両の動力源

参考 各制度の概要

- (1) 警察用船舶の動力源
 - 地方税法上、船舶の動力源に供する軽油の引取りは免税。
 - 警察では、水上警察活動用船舶の燃料が対象。

- (2) 警察通信施設の非常電源
 - 地方税法上、公用施設の電源等の用途で政令で定めるものに供する軽油の引取りは免税。
 - 同法施行令が「警察の用に供する電気通信設備の電源の用途」を定めており、停電の際に通信を維持・確保するための非常用電源装置の燃料が対象。

- (3) 自動車教習用車両の動力源
 - 地方税法上、政令で定める事業を営む者が事業場において使用する機械の動力源等の用途に供する軽油の引取りは免税。
 - 同法施行令及び施行規則により、道路交通法上の指定自動車教習所の施設内において、技能教習に使用する車両の燃料が対象。